

厚岸町議会 平成23年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成23年 3 月16日

午前10時00分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから、平成23年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、昨日に引き続き、議案第3号 平成23年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

331ページ、9款教育費、6項保健体育費、2目社会体育費から進めてまいります。

昨日に引き続き10番の再質問から進めてまいります。

10番。

- 谷口委員 スポーツ振興についてお願いをいたします。

負担金に、釧路根室圏広域スポーツセンター協議会 3万8,000円、細かいのですけども、これはどんなことをやる協議会なのですか。

- 委員長（音喜多委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高根課長） ただいまの釧路根室圏スポーツセンターの協議会の負担金の3万8,000円の内容でございますけれども、この協議会の目的につきましては、釧路湿原アリーナの広域利用のほか、総合型地域スポーツクラブの育成に向けた広域的な支援、また、普及することを目的としまして、平成16年5月に設立されております。

それで、構成員につきましては、釧路根室管内の13市町村のスポーツ担当課長のほか、あと同じく釧路根室管内の体育協会連絡協議会という組織があるのですけども、それと体育指導員、その連絡協議会の方が推薦を受けた方たちから構成をされております。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 そうすると、これ各市町村にそれぞれスポーツ施設というか、そういうものを効率よく、どうやっていったら運用することができるかとか、そういうのでなくて、何だかアリーナというところとの利用とスポーツ振興だけが目的というようなものなんですか。

- 委員長（音喜多委員） 体育振興課長。

- 体育振興課長（高根課長） この協議会の事業展開としましては、私、先ほど申し上げました総合型地域スポーツクラブの設立の支援もさることながら、厚岸町、各13市町村に対しまして、例えば、当町においては17年にエアロビックスの講習会を開催したので

すけれども、そのときの講師の派遣とか、あとさらに翌年の18年度につきましては、ニュースポーツ、いわゆるミニテニスを開催しまして、B & Gの海洋センターで開催しまして、そのときに指導者といいますかミニテニスの、そういった部分の派遣、そういった部分で各市町村の部分でそういった活動をしております。

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

3 目温水プール運営費。

4 目学校給食費。

4 番。

●高橋委員 学校給食関係についてお伺いをいたします。

まず、この問題につきましては、私どもの協会が今月の2日ですか、50周年ということで、釧路保健所のほうから担当者がお見えになりまして、この方は今釧路保健所の衛生課長でございまして、私とは26年ぶりに会いまして、その席には町長もいらっしやいまして厚岸の学校給食センターがいよいよ何十年ぶりかで新しくなると、すばらしい大型調理施設ができるようになりましたよというお話を聞いておりました。

そこで、私はお願いをしたいのは、この調理施設の衛生マニュアルですね、要するに大量調理施設衛生管理規則というかマニュアルを基本としたことについて、どのような方法で現場のほうに調達しているかということと、まずお伺いしたいわけですが、ご案内のように、一部資料をおあげはしてありますけれども、まずそれをお尋ねをしたいと思います。教育長のほうから答弁をいただければと思います。

先般も2月初めに起きた食中毒後遺症の問題、岩見沢発生から3月10日でもって1カ月ですね、もう間もなく2カ月になろうかとしてます。これも非常に大変なことで、サルモネラ菌というのは、その施設だけでなく2次感染が起きて、働く人方がそれを保菌されますという、調理場には入れないし、もちろんそういったことをやることもできないということでもあります、その施設の管理マニュアルについてはどのような方法で今後は始めていくのか、また、新しい施設ができるまでには、あと1年ぐらいありますので、その間の取り扱い準備等についてはどのように進めていくのかを、まずお聞かせをいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育委員会管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） お尋ねの大量調理施設衛生管理マニュアルの関係でございしますが、これにつきましては、平成20年の6月に最終改訂版ということで、今私の手元にあります、これは厚生労働省のほうから大量調理施設で行うべき衛生管理マニュアルが示されているものでございます。特に、この20年の最終改正に当たりましては、こ

のころノロウイルスが随分発生していた時期でありまして、それまでのマニュアルを改定し、新たにそういった部分では大量調理施設で注意しなければならない点、5点ほど強化されております。

大きくは原材料の受け入れ、下処理段階の管理を徹底して、加熱調理食品については中心部まで十分加熱して食中毒菌を死滅させる、加熱調理後の食品及び非加熱調理食品の2次感染の防止、これらを徹底する食中毒菌が付着した場合には、菌の増殖を防ぐため、原材料及び調理後の食品の温度管理を徹底する。大きな柱はこういうことでありましたが、このノロウイルスの関係で、この中でさらに言われていることが加熱温度の管理、さらには2次汚染の防止、施設設備の管理、調理従事者等の衛生管理体制の確立ということが大きな改正点の内容でありました。

これらに基づきまして、私どもの給食センターでも毎年毎年衛生管理マニュアルを作成しながら作業を進めております。衛生管理マニュアル、毎年更新するのは職員の配置も毎年かわることが起きます。そういった中では新しく来た職員もこれまでいる職員も改めて衛生管理の徹底を図るということを行うために、毎年度給食センターで衛生管理マニュアルをそれぞれ作成させていただきながら、作業を行わせていただいております。もちろん今委員言われましたとおり、現在の給食センター、施設的には年数経てきておりますが、その中で日々作業をする中での最大の注意ポイントは、今言われましたように、大量調理施設でありますだけに最大限の注意を払いながら作業を行わせていただいております。

新しい施設はこの間、建設に当たって釧路保健所のほうに職員が行きまして、さまざまな指導を仰いでおります。そういった中で、我々自身も勉強不足な点は保健所のほうからご指導を受けながら、今回建設に向けての準備を進めてきたところであります。そうした意味では、保健所の大変貴重な指導を受けながら、新しい施設の準備に向けて作業を進めさせていただいております。

なお、でき上がったときには、調理器具も新しい機械等も入ります。そういう意味では、これから新たな調理器具の操作の方法やら、その衛生管理の方法等も新しくまた展示をし直さなければならないという部分もあります。そういった意味では、現在の施設での作業と同時に新しい施設への対応に向けて、全部の職員で研修をしながら万全の体制を築いていきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思いま

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 今、担当課長のほうから説明がありましたけれども、大量調理施設の衛生管理マニュアルというのは大変難しいというか、いろいろと改善されるものが数多くあります。そういった中で、今、特にこれから大事なのは時期的な衛生管理の徹底、これが一番のポイントかなと思うのです。法的にはいろいろなことが記載されておりますけれども、最終的には自主的な衛生管理が徹底されなければ、やはりなかなか食中毒は防ぐわけにはいかない。今、課長がおっしゃったように、食中毒にはいろいろな病気がございまして、カンピロバクターをはじめ、サルモネラ菌、これが一番手強い。そしてウイ

ルス、ノロウイルス。ノロウイルスについては相当皆さん方気配りをし、徹底的にその発生がないように注意をする、あるいはまた、アレルギー性の食中毒、動物性自然毒、それから植物性の自然毒、そのほか多くありますけれども、とりあえずこの大量調理施設で主に発生するのがこういった病原菌であります。

そういった中で、食品を扱うすべての性質を知り、大量調理施設衛生管理マニュアルについては、今、若干担当課長から述べられておりますけれども、これらを十分に精査をして、しっかりとやはり現場の担当者にきちんと伝達をし、さらには現場で働く調理師さん、そういう方々への徹底した周知を図らなければ、なかなかこの種の衛生というのは徹底できないなど、こう思っております。特に、ノロウイルスについては非常に難しさがあるかと思えます。

それから、従業員の関係でございますけれども、従業員については、この従業員の衛生管理、特にトイレと食中毒の関係につきましましては、事細かく記載されていると思います。もちろんそれらのほうからも徹底した指導がなされていると思いますけれども、当町としてはどのような方法で従業員に対し指導徹底をしているのかをお尋ねをいたします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） ただいまお尋ねのトイレの関係でございます。

大量調理施設でのトイレの関係については、非常に注意をしなければならないところだというふうに考えております。サルモネラ菌の話もありました。サルモネラ菌につきましましては、一説によりますと、実験を行ったようなありますが、30度の温度で54日間生存していることがわかったということでもあります。したがって、相当な生命力があるということでこれらの、例えばドアノブの洗浄とか消毒等々が極めて重要なことだというふうに思っております。

厚岸町の給食センターで行っております給食調理施設設備の清掃洗浄及び消毒の方法という、これもマニュアルなんでございますが、ドアノブにつきましましては、塩素を浸した布巾で拭いてアルコール布で拭くということを毎日繰り返しております。さらには、1学期、2学期と学期ごとに入念な洗浄をするようにしております。そういったことで、ドアノブ一つとっても毎日極めて気を遣いながら慎重に清掃をしております。

さらには、そういったドアノブだけではなくて、施設内の清掃洗浄については、事細かく示しておりまして、毎日朝の作業指示においても、こういったことを繰り返し繰り返し点検、職員の皆さんには徹底をして作業をしていただいております。そういった意味では汚いトイレということでのイメージはありますが、それぞれが清潔に使いながら清潔に消毒し、最大限の注意を払いながら給食の調理に当たっているということについて、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 今、特に従業員のトイレについての対策について、るる詳しくご説明をいた

だきましたけれども、より一層これらについては注意を払い、やはり滞りなくやっていただきたいと、こう思っております。

それから、この調理員の採用につきまして、調理員の採用についてこの健康管理等についてはもちろん、当然いろいろな健康診断等を添付しながら採用試験に願書を出すときには添付しているだろうけれども、過去に厚岸町の学校給食調理師さんの中で、例えば太陽光線による湿疹などを発症するような、そういった調理師さんはいたようなことはなかったのでしょうか。例えば、4年か5年ぐらい前に、その辺、ちょっとお尋ねしたいんですが。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時18分休憩

午前10時20分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変申しわけございません。時間をとりましてすみませんでした。
確認しましたら、現在はそういう方はおられません。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 私が今お尋ねしたのは、過去4年ぐらい前にいなかったのかという、現在はもちろんいませんから。だから、平成19年、2000年にいなかったということを聞いているのですよ。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 大変失礼しました。

今言われましたように、5年ぐらい前に勤めていらっしゃった方には太陽湿疹の方はおられました。作業に当たるときには、長い手袋をつけて、直接食品にさわることがないように、みんなで注意をしながら作業をしたということは、今伺っております。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 ちょっとおかしいのではないかと思いますのですね。食品を扱う者が、そういった患者が、患者と言っていいか、そういう病気を発症している者が人の口に入れるものを扱う立場にいるということは、どうしても考えられませんね、私としては。まして、

教育委員会がそういった方を採用して、何年間も使っていたということは、どういうことなのですかね。ちょっと詳しくご説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時22分休憩

午前10時24分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。
管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） たびたび大変申しわけございません。今、言われました点ではありますが、そういった太陽湿疹等々の症状を持っている方が、給食調理師として働いてはいけないという規定はございません。

医師の診察を受けながら、治療をしながら、ただ作業に当たって直接食品に触れる業務には従事させてはいけないということは、我々も十分周知をしております、その方については直接、先ほど言いましたように手袋をつけて、直接食品に触れることのないような業務で従事をしていただいていたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 課長の言うことは十分によくわかりますけれども、それまでしてまでも、その人を使わなければならなかった、その根拠についてお尋ねをしたいのです。言っている意味、わかるかな。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） その方の関係でありますけれども、太陽湿疹ということについての認識はございまして、なるべく太陽に直接触れることのないように日常生活においても車等々の運転に当たっても、皮膚を覆って車を運転するなど、そういった自己管理をしておりました。そういった中で、仕事に従事している間については、そういった症状については出てきていなかったということではありますが、ただ、そういった皮膚の疾患を持っていることを明らかにしておりましたので、作業をする中においては、前段言いましたような作業に従事していただいたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 私の言っているのは、なぜそういった疾患、あるいは疾病を持っている者を採用しなければならなかったのかということを聞いているのですよ。たしか調理施設に

については、たくさんの方々のたしか希望者がおりまして、それぞれ面接等も行いながらやっている中で、そういった欠陥がある者までを採用しなければならない、それまで採用してまでも、調理業務に直接は触れないにしても、やはりその中の施設で働いているということに対しては非常に町民から疑惑を持たれるだろうし、まして昨今のようにこのように食品の衛生にかかわる問題について厳しく問われる時代でございます。その中にありながらも、そういった方をどうして使わなければならなかったのかと、何としても納得いかない。これは私1人が言っているわけでないのです、かなり多くの方々が私の耳に入っております。やはり少なくとも、そういう患者と言ったら大変失礼かもしれないけれども、普通の生活を営むのに、例えば今課長がおっしゃったように、自分で自分の身を守り直接太陽に当たらないようしているとか、そんな人がやはりこの大量調理施設を運営する施設の職員として、また、あるいは臨時職員として、使わなきゃならないという、そんなにあれですか、人手不足なんですか。資格のない人方が多過ぎて、やむを得ずその採用したということなのですか。その辺についてもう少し詳しく説明をいただきたい。

●委員長（音喜多委員） 議事進行、10番。

●谷口委員 今の発言の中に、欠陥のある人というような発言されてるのですけれども、ちょっと問題ではないのかなというふうに私は思うんですよね。そういう人を町が雇っていたとしたら、それは問題ですけれども、その欠陥という言葉、何をあらわしているのかきちんとしていただかないと、こういう場で使う言葉ではないのではないのかなというふうに私は思うんですが、委員長のほうで。

●委員長（音喜多委員） 注意して…。
14番。

●竹田委員 注意という問題でないよ。疾病とか疾患ということもそうだけれども、身体の諸機能の障害という言葉になっちゃうんですよね。これはちょっと個人の人に対してのもう迫害にもつながるような言葉、これは引用してはならないと思います。そういった質問はすべきでないと、この議会において、私もそういうふうに申し上げたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 14番さん、その今の言われたように発言の撤回を求めますか。10番さんはどうですか。

●谷口委員 不適切な言葉だと私は思います。

●委員長（音喜多委員） 以後、そういう発言を…。

●谷口委員 以後というより、取り消すんなら、取り消してほしい、きちっと。

●竹田委員 休憩ですよね。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時33分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

4番議員さんより、ただいま審議中の質問に対しての、発言の訂正が求められておりますので、これを許します。

4番。

●高橋委員 私が前段申し上げた発言について、大変に意に沿わない発言をしたということに対して、訂正をし、深くおわびを申し上げ、取り消しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●委員長（音喜多委員） 10番、14番、いいですか、訂正の。

（私語多数、聞き取り不能）

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 私の質問の中で、欠陥という表現について取り消しをいただきたいと思います。欠陥と疾病という言葉について取り消しをいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番、14番、よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

●委員長（音喜多委員） それでは、議事進行してまいります。
教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、該当する当時の従業員のことですけれども、ふだんについては、そういうふうな本人の日ごろからの注意によって、ふだんにそういうふうな皮膚のあれが出ていたという状況にはないというふうに聞いてます。ただ、それにしても、そういうふうな直接触れるようなことのないようという注意はしておりましたし、そのこと自体でその方を、いつもそういうふうな皮膚病としてのアレルギー症状が出ていて治らないというふうな状況ではないというふうに私たちは考えておりましたし、そのこ

とだけをもって採用取り消しということにはならない。日ごろから注意をされて、そういうふうな皮膚に出ないようにというふうな注意を払っていたということの中で、ふだんは手袋をする中で作業ができるという判断を、私どもはさせていただきました。

●委員長（音喜多委員） 4 番。

●高橋委員 何かしら発言の中で、大変不適切な発言をしたことに対し、委員の皆様方に深くおわびを申し上げます。

その中で、やはりこの食品の衛生にかかわる問題は、人の命と直接かかわりのある問題であるんだということを、しっかりと担当者は肝に銘じて大量調理施設等についての衛生管理マニュアルに従って取り組んでいただきたいと、このように思うのであります。

今、教育長から答弁がありましたように、ふだんは何といいますか、その太陽湿疹といいますか、アレルギーといいますか、そういうのは余り影響がなかったかのようにお伺いしておりますけれども、それは私とはかなり認識の違いがあるかと思えます。私どもは食品衛生という仕事を長年やっている関係上、そういったアレルギーであるとか、そういった体質の方々については、できるだけ食品業務には携わっていただきたくないというのが本音であります。

これはもちろんこの釧路管内だけでなく、全道、全国的にもそういったこと、もちろんこの食品を扱う業界というのは全国的にいろいろな大会がありまして、この関係については厳しく問われております。些細なことから大きな事故、本当にこんなことが、こんな食中毒につながるんですかというような事例がたくさんございます。ノロウイルスはもちろんのこと、数多い実例があります。それは担当をしている皆さん方もご承知かと思えます。カンピロバクターについては特に多いです。サルモネラについても年間本当にかんりの量で各施設で発生をしております。

そして、今は、食中毒というのは夏ばかりじゃないんです。通年通してそういったものが、むしろ逆に冬のほうが発生率が高いやのように聞いております。全国の統計からいきますというと、真夏はやはり暑いもんですから、もう業界は一斉に注意を払っておりますけれども、それが終わりました、まず一段落つきますというと、ほっとした瞬間に発生するのが、そういった病気なんです。それによって本当に大量の方々がこの食中毒にかかるという実例がたくさんあります。サルモネラ菌にしても、ウルシ菌にしても、あるいはノロウイルスにしても、アレルギー性の食中毒、これは結構やはり多いんです。

だから、そういったことを含めた中で、やはり調理、あるいは調理等に携わる方々がそういったアレルギー性の体質の方々は、できるだけやはり採用を見送って、まずそういった弊害というか、そういった体質でない方々をやはり採用して、安心して安全な調理場を確保するというのが、やはり私は学校給食に与えられたまず責務じゃないのかなと、こう思うんですが、教育長、今後そのようなことのないように、どのような方法でこの人選については取り扱っていくのかお伺いをしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

- 教育長（富澤教育長） 職員の採用に当たっては、健康診断書等当然っておりますし、趣旨の病気、けが等についても十分な注意を払っているところであります。ただ、いろいろな種類のアレルギーがある中で、例えばそのアレルギー性のそういうふうな、例えばアレルギー体質であるというようなことを理由に、採用の可否を決めるということ自体には至らないのではないかとというふうに思いますし、私自身はやはり例えばアレルギーが出ているという中で、医者にはしっかりと診断をしていただいて、その中で、その方が例えば治るまでは従事してはいけない、あるいはかなり長期にかかるので、どうだろうかというふうなことをお医者さんの診断、判断を受けながらやっていく必要があるのではないかと。

採用段階の中で、どういうアレルギーがあるのかというのをすべての中でお聞きすることとなりましても、実際に我々もそうですけれども、最初からずっとこの人はこういうアレルギーというふうに決まっているものでもなくて、いろいろな状況の中で、お医者さんにかかったみると、あなたはこういうアレルギーが今出てますよという場合も当然あるわけですから、その中ではまず健康診断を見ながら、現在健康である方を採用するというのはもちろん大切なことですけれども、いろいろな状況については詳しくご本人とお話をする、あるいは発症している場合については、お医者さんの判断を仰ぎながら十分に注意して、現場の中にももちろん委員おっしゃるような、そういうふうな菌が入らないように細心の注意を払ってまいりたいというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前10時44分休憩

午前11時25分再開

- 委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。
4 番。

- 高橋委員 先ほどの続きになりますけれども、職員の採用については、やはりできるだけそういった診断等があるようで、というのはおかしいのですけれども、十分に精査をした上で採用をしてもらいたいというのが私のほうからの要望であります。あるいはもちろん関係する子供さんたちの父兄からの要望等もありますので、この辺も十分に注意をして採用をしていただきたいと、このように思います。

まだたくさん聞きたいことがありましたんですけれども、時間の関係もありますので、最終的にはやはり採用については何度も申し上げますけれども、たくさんの方々が応募なさるわけですから、十分に注意をした上で採用をしていただくようお願いをしたい。その体制について、しっかりと決めたこととか、教育委員会としてのこの学校給食施設に携わっていただく者の採用についての基準なり等を、ある程度定めた上で採用してもらいたいというふうに考えていただければ、大変ありがたいことかなと思っております。

それと、前般申し上げましたけれども、大量調理施設については、やはり委員会としては適切な指導はしていると思いますけれども、やはり現場のほうの担当者には調理施設の衛生管理については、前段申し上げましたように、古い施設はこれから1年ぐらい使うわけですから、もちろん新しい施設になりますと機械等も全然変わってまいります。ある程度ハサップに準じたような施設というか、そういうすばらしい施設で調理加工されるわけですから安心はできると思います。

私がお願いしたいのは、やはりいい食事をすることによって、健康でいい子供が育つのではないかと、こう思うのであります。やはり日本の学校給食は、戦後これだけ復興し、そして学校給食によって子供たちがこのように立派に成長する過程の一つとして、今後もやはりこの問題については給食を担当する教育委員会は、しっかりとした取り扱いをしていただきたい、そのように思うわけであります。

したがって、今、申し上げましたように、調理職員の採用については十分に、もうより以上注意を払いながら、やはり採用をしていただくということをお願いをしたい。この件について再度教育長なり、管理担当者のほうからの今後の扱いについての抱負をお願いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 採用に当たっては、健康面について十分お話を伺って採用しているところでございます。

ただ、疾患、湿疹、アレルギー等で食品等への就業を法的に拒むことはできないということで、保健所のほうからも正式にお話を聞いております。ですから、そういう意味でいうと、その疾患を理由に可否を決めるということは適切ではないというふうに考えますし、採用した中で、当然日々いろいろな花粉症の方もいらっしゃる、手に傷ができる場合もあります。それは当然健康観察表という中で、毎朝チェックをつけて、そこに異常のある調理員については、その場を外すなり、あるいは長手袋、この上腕まで来る長手袋の着用を義務づけるなりという万全の体制をとって、食品の衛生管理に当たっておりますので、その点についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

また、衛生マニュアルの現場の周知ですけれども、これについては、申しわけないですけれども、私どもよりも現場の方が周知している、日々これについては気をつけてマニュアルどおり行っているということで、私どもが逆に勉強させられてるというふうな状況でございますので、私どももなお一層気をつけ、そしてまた新しい職場になるわけですから、また、そのことに対する対応についても漏れのないように準備をして、来年1月以降の新しい施設での給食づくりにも生かしていきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 4番。

●高橋委員 今、教育長から答弁ありましたように、この花粉症とアレルギーとはよく似ておりますけれども、アレルギーと花粉症とは全く僕は違うと思うのですね。ですから、アレルギー性のある方を採用するということは、確かに保健所さんのほうに聞けば、そ

れらについてどうこうということはないんだろうけれども、一般的に見て好ましくないのかなと、大変なのかと。例えば割烹着を着たり、あるいはまた顔を覆ったり、そんなことまでして調理場で、あるいはまたそういった作業に当たらなければならない者を採用しなければならないということは、それはやはり好ましくないのかなと、こう思うわけですけども、それぞれ諸般の事情があって、やむを得ず採用しなければならない場合もある。例えばどうしても応募者が少なくて、てやむを得ず採用した場合もなきにしもあらずだろうし、あるいはまた応募者がたくさんある中でも、どうしてもその人を採用しなければならない理由もあったかもしれない。しかし、やはり食品を扱う関係上、そんなことがないようにやっていただきたいというのが、一般的な見方であり、父兄からの要望でもあると私はそのように受けとめております。

食品に対する、食品衛生にかかわる問題については、日々やはり事故が起きております。一般家庭でも結構厚岸町内でも起きておるんです。ただ、やはり問題になるのはこの大量調理施設、例えば飲食店であるとか、旅館であるとか、あるいはまた学校給食であるとか、営業にかかわるところについてはもう即今は1名出ても、すぐ公に発表されます。以前は1施設で10名とか、そういうことでありましたけれども、今は1名でも出ます。そのくらいやはり一般の方々はこの食の安全というものに対する注意が本当に敏感になっていることを十分に肝に銘じながら、こういった大量施設の調理加工には、より一層の注意を促してもらいたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●委員長（音喜多委員） 答弁必要ですか。

（「いいです。」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次、10番。

●谷口委員 今ずっと質疑を聞いておりまして、非常にこの厚岸町の給食センターの信頼を揺るがしかねないようなその発言等がずっと続いていたことに、非常に私は危惧を持ちます。何か伝染性の病気を持っているとか、そういう方々が全然わからないで従事をされていたというのであれば、非常に問題でありますけれども、その辺は十分クリアされた中で、今まで仕事をされてきて、安全安心な給食を提供したということを、胸を張って言えるようなことでなければならぬというふうに思います。

私たちもそれを信じているわけありますから、そのことをはっきり言ってもらわないと、何か問題があるのではないのかというようなことでは困るんですよね。その辺をきちんとやっぱ、これは、だれかがどういう意図で先ほどの質疑等を聞いているかわかりませんから、そのあたりをきちんとしていただかないと、今後、厚岸町の給食の信頼をその失墜させることになりかねないことになると思うんですよね。その辺はやっぱ明確に、はっきり答弁をしておくべきでないのかというふうに思います。そのあたりでは、どういうふうに考えているのか。今の発言非常に私たちとしては、心配な発言が多かったように思いますので、それを否定していただかなければ困るというふうに、私

は思います。

それから、新年度で新しい給食センターを建設されるわけですが、現在の施設の一部の炊飯器でしたか、そういう調理器の一部を新しい施設でも使うというような予定になっておりますけれども、これをつけかえたりするときに、給食がスムーズにいくのかどうなのか、例えば給食業務を一時停止しなければならないというようなことがあるのかないのか、その辺伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほど申し上げたとおり、調理員の健康管理については万全を期しているというふうに考えておりますし、今までも現在もそのことについては自信を持って行っております。先ほど言ったとおり、古いながらも現在の施設においても、衛生管理マニュアルにのっとり、的確に作業を行っておるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

後半の部分については、課長が答弁いたします。

●委員長（音喜多委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 新しい施設への機械設備等の移設の関係でございますが、新年度の学校の授業の体制、12月の16日、金曜日で2学期の授業を終わらせて、翌週の月曜日に終業式ということを考えております。

したがって、12月の17日、土曜日から給食センターでの給食業務はなくなります。そういうことで、12月中には機械設備の移設を新しいセンターのほうに移動するという計画で今準備を進めております。そういうことで、年内のうちには新しい給食センターのほうへ万全の体制で移設を完了させて、年明け早々から試運転の準備をし、3学期の授業開始とともに給食の提供をしていくという計画を持って、今準備をしている段階でございますので、そういった形で万全を期していきたいというふうに考えております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、今年は、いつもでしたら24、5日あたりが終業式になるのかなというふうに思いますけれども、今年度に限っては、18日にその終業式をやって、そこから休みになるということで、そうすると冬休み明けも早くなるということですか、大体1週間ぐらい、そういう予定でいると。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●指導室長（辻川室長） ただいまのご質問でございますけれども、23年度の長期計画、夏休み、冬休みのとり方でございますけれども、夏休みを少し長目にとる、それで冬休みの方を調整して早く3学期が始まるような形になるのですけれども、2学期終了が早

まる分、3学期開始も早くなるということでもありますけれども、総授業時数、日数については変わらないような形で調整した中で調理器具を設定して各学校のほうに理解を図っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今回のこの期間の変更というのは、これはこれがあるから変更するのか、それとも何かほかの理由があって、休暇の変更が出てきているんですか。

●委員長（音喜多委員） 指導室長。

●指導室長（辻川室長） 実は、23年度の曜日回りの関係なんですが、通常に夏休み、冬休み、25日間ずつ厚岸町では長期休業をとることになっておりますけれども、土日の関係で、どちらにしても終業式、始業式を調整しなければならない状況ではあったでございます。

それと給食のセンターの移設の関係もありまして、どうしても冬休みを若干早目に設定しなければならない状況というのもありまして、それと土日の関係をもちまして、長期休業の設定をさせていただいたということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 1週間違いますよね、大体、10日ぐらい違うか、下手すれば。大体クリスマス前後が休みでないかなと、終業式になって休みに入ってくるんでないかなと。ですから、1週間から10日近く違ってくるのではないのかなというふうになると、それぞれの一般的に父母の方もそれなりの計画をずっと立てていくんではないのかなというふうに思いますけれども、そうであるのであれば、やはり早期にそういう方針を徹底していかないと困るのではないかなと。2学期はこうですよということがある程度行ってしまうから、そういう方向が出されてしまうと大幅に変わりますよね。夏休みは若干前後するのもかもしれませんけれども、冬休みについてはずっと前に出ちゃうわけですから、その辺についてはやはり今から厚岸の人は、そんな暇な人ばかりではありませんので、そういう日程をきちんと立てられるような対策を講じておく必要があるのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時44分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

指導室長。

- 教委指導室長（辻川室長） 大変申しわけございません。

23年度の長期休業の開始日でございますけれども、夏休みが7月26日から8月17日、23日間となっております。それから、冬休みにつきましては、12月20日、火曜日から休みに入りまして、1月15日、日曜日までが休みの期間となっております。冬休み中が27日間でございますので、先ほど夏休み長いというふうに申しましたけれども、冬休みを4日間長くするというところでございます。

それで、通常夏休み、冬休みは25日、25日となっておりますので、夏休みが2日間短く、それから冬休みが2日間長くというような形でとらせていただきました。この件につきましては、既に各学校のほうにも日程調整しまして、年度初めには長期休業の日程については各家庭に持ち出しできる状況になっているということで、ご理解いただきたいと思います。

（「はい、わかりました、いいですよ」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ほかございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 進みます。

1 款、1 項公債費、1 目元金。

13番。

- 室崎委員 ここで教えていただきたいんですけども。他の目にもちょっと絡みますので、よろしくお願いします。

厚岸町の早く言ったら借金ですよ、これはそのほかにもいろいろな費目があるかと思えます。これ全部入れて、現在この予算上で結構ですが、一時借入金まで入れて総額はどの程度に押さえればよろしいのでしょうか、大ざっぱな数で結構です。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 一般会計における23年度の長期債の償還金でございますけれども、この数字につきましては、一時借入金も含めてというお話でしたので、一時借入金については短期的に不足したときに借り入れるということでございますから、現段階ではゼロでございます。そうするならば、長期債の分だけですから、現段階で償還すべき額は12億円程度ということで計上させていただいているところでございます。これは財源不足が生じれば、当然支払いの資金が生じれば短期的に億単位、多いときには通常億単位の一時借入を起こして短期的な支払いに充てるということを、年度の途中の中で行いながら、そのいわゆる支払い遅延防止法に違反しない30日以内に支払い、40日以内に支払いに対応するような状況で安定的な財政運営を図っていこうとしているところで

ございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 ちょっと私の言い方悪くてごめんなさい。一時借入金というのは要するに現金が足りない場合にそれを補てんして、またすぐ現金入ると返すと。ただ、最終的に年度末にはゼロになっているというものですよね。

それで、この12億円のうち、今年の償還金が9億8,400万円、元金だけであるということですよ。利子も入れるという、11億2,000万円に切れる程度、いや11億8,500万円ぐらいあると。それでこの一般財源で11億1,600万円ぐらいあるわけですね。そうですね。財源内訳でその他となっているのですが、これはどんな財源があるんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 公債費に充当されてる特定財源の内訳でございますが、内容といたしましては、これは公営住宅を建設するときに、起債を発行しておりますので、その使用料の部分を一部充ててございます。その部分が5,939万6,000円でございます。それから、教員住宅についても、一部起債の発行をしておりますから、その部分の対価料の部分の収入を充ててる部分が206万2,000円。さらにウタリ住宅の改良貸付金の部分、これも貸し付けしたときに、制度上当然一部を貸し付けを受けて、さらに貸し付けするというルールがございましたので、その部分で81万円。それから地域総合整備資金の貸付金収入、これもルール上貸し付けするときに起債を起こしてますので、その部分が643万4,000円ということでございまして、合わせて6,870万2,000円ということになってございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると公営住宅を始めとする特別の起債に充てるものが、そのの使用料や対価料や、そういう形で入ってきたものを充てていると、それだけが、だから一般財源とは別になるので、この別枠で書かれたと、そういうことですね。

それで、もう一つお聞きしたいのは、何ていう言い方をしたらいいのかな、有利な起債というような言い方がありますよね。いわゆる起債の償還をしていくときにその部分を地方交付税で見ますよという言い方をよく聞きますが、そういう形で起債償還を地方交付税で裏打ちしていくという話がありますよね。そうすると10割に近い率で裏打ちしますと、10割というのは恐らくないと思いますけれども、余り聞いたことがないのだけれども、というのか5割、3割までいろいろあるかと思います。それでなるべく率の高いものを選んで使うというのは、これはどこでも考えることですよね。ところが、それは基準財政需要額の項目に上がっているだけだと、普通地方交付税で裏打ちするのであれば、そうするとこの地方交付税のときにもちょっと申し上げましたけれども、地方交付税というのは要するに基準財政需要額の項目の費用の総額から基準財政収入額を引い

て、調整率を掛けてくるから、そのところでもって幾ら幾ら来るよといっても、手にするときにはぐんと減っているという話はよく聞きますよね。

それで、一つ一つについてなんていうことはとてもできないと思うのですけれども、これだけ裏打ちしますよといったものの何割ぐらいで裏打ちをされているかというのは、前にもお聞きしましたが、7割か8割ぐらいというような答弁があったように記憶していますが、現在もそういう考え方でよろしいのか。そうすると、11億何がしの7割か8割はこれのためのいわば一般財源のうちの地方交付税で見られてるんだと。だから、この懐を通してすぐ入るだけでもって、その分についてはこっちからの持ち出しはこの程度なんだというようなことになるのかどうか、そのあたりをわかりやすく説明していただきたい。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 町自治体が発行する起債のうち、いわゆる普通交付税で後年度に償還する部分に、基準財政需要額で算入される部分がルール上ございます。これはご質問者おっしゃられたとおりでございます。その部分の中では実際に厚岸町にどのくらいの額が算入されているのかと。需要額ベースではおよそ7億8,000万円ほどが22年度においては算入されてます。このうち収入額として差し引きされる部分がございます。その部分はおおよそ2割というふうに見ていただきたいと思います。そうするならば、現在入っている数字は実額でいうと6億2,400万円程度ということになります。これはさまざまな見方がありますけれども、実額ベースでいうと6億2,400万円と。ただ、算入ベースでいうと7億8,000万円程度ということになろうかなというふうに思います。

ですから、その額の差っ引きした分、一般財源で差っ引きした分は税でもって、そこを償還してるという全体の枠組みの中ではそういう形になるということになろうかなと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると基準財政収入額を引けば実額がぽんと出ると。その間にまたもう一つ調整率を掛けてもっと少なくするというようなことはないというふうに考えてよろしいのですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者は調整率ということもご存じのようですけれども、それは調整率というのは、国で決まっている普通交付税の全体総額ですね、23年度でいうと、大まかにいうと17兆円が地方交付税の総額です。これを今、法律改正しますので、普通交付税に回す分を95%ということですから、約16兆1,000億円程度が今の法案が通れば普通交付税に回る、全国都道府県、市町村、合わせての総額ということになります。これに8月に本査定が行われますが、その段階で、その国の予算に合わせるために細か

な市町村ごとの算定をした過程において、さまざまな私もゼロコンマ10けたぐらいの補正率を掛けて、さまざまな計算をして解析して、一応その市町村の額は出しますけれども、最終的に国の予算に合わせるために多かった部分は全体の圧縮をかけます。その部分を調整率というふうに言いますので、その部分は今までの例からいいますと、厚岸においては数百万円から1,000万円超えるか超えないかという程度でございますから、この36億円の総額の中では、多くても1,000万円程度が例年ですと調整率として掛けられる額ということでございますから、この億単位の数字の中では少しの額ということで押さえていただいて結構かなと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、あと本当に大ざっぱな額でいいんですが、特別会計のほうの起債額なんていうものは、いますぐにはわかりませんか。大分時間かかります。かかるのであれば、いいですよ。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ルール上の話をさせていただきますけれども、特別会計で交付税算入されているのは、下水道会計での償還分がございます。この部分はルール上はおおよそ70%の算入ということになってます。下水道会計は下水道事業整備事業債というのと、過疎対策事業債というのを合わせて行ってますから、そのルールの中では50%から70%の間で算入されているということでございまして、今総体の額については、ちょっとつかんでございませんが、ルール上はそういう理屈になっているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 お昼に入るからお昼の終わったところで、総体だけ教えてもらえばいいんですけれども。

●委員長（音喜多委員） 午後からにしますか。税財政課長、午後から出ますか。
休憩します。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。
休憩します。

午後 1 時02分休憩

午後 1 時03分再開

- 委員長（音喜多委員） 委員会を再開いたします。
税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問者の質問の意図をこちらで調整するお時間をいただきまして、ありがとうございます。

まず、一般会計でお答えしておりました地方債の残高についてお答えしたいと思います。

一般会計においては22年度末で111億円の残高になってございます。質問の意図は全会計というご質問だということを承知いたしましたので、全会計より一般会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業の企業会計、病院事業の企業会計、これを全会計合わせますと22年度末は185億9,000万円ほどになります。これは22年度末の残高でございまして、23年度におけるこれの分の償還額ですね、償還額につきましては、全会計合わせますと、これは今度元金に利息がつきますので、利息も入れた額で申し上げますと、約18億円になります。そのうち、これもご質問者おっしゃられてた交付税に算入分ということでございますので、その分は午前中にご質問にお答えしたとおり、実額ベースでは6億2,400万ということを申し上げました。その部分が普通交付税に措置される部分でございまして、一般会計の歳入で全部措置されているということでございます。ですから、その部分のうち、下水道会計についての算入と、それから病院会計についての算入も一部ございますので、それを合わせた額、総額で実額ベースで6億2,400万円ほどが交付税の算入されてるということでございます。

ちなみに、それを一般会計、下水道、それから病院会計への関係で申し上げますと、これは総額16億9,000万円ほどが23年度の元利償還金でございます。それから、ご質問者がおっしゃられたとおり特定財源でございますから、それを除いた一般財源は14億9,000万円になります。あと交付税の先ほどの算入額を差し引きますと、税金でのその負担額というのですか、その額は8億6,600万円ほどになるという計算になるところでございます。

ちなみに、その償還額の残額でございますけれども、これは財政基本方針第1次を立てて、今第3次まで来ておりますけれども、一般会計の中でも13年度との比較においては約22億円の減額になってございます。これをご質問者の意図する全会計に合わせましても、23億円の減額ということで、だんだん起債の残高も全会計合わせても減らしてきているところでございます。

- 委員長（音喜多委員） 13番。

- 室崎委員 そうしますと、非常に大ざっぱな話をして悪いのですが、先ほど一般会計の話をしたときに、7億8,000万円ほどの償還額があると。そのうちの8割、大体6億2,400万円程度が実額であると言ったんだけど、それは一般会計だけではないということ

になると、ちょっと話が変わってきますね。その点もう一度、何に対して何割で6億2,400万円になるのか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 先ほどもお答えしましたけれども、この交付税の起債償還額に対する算入につきましては、すべて普通交付税の中で措置されますので、いわゆる普通交付税の受け皿である一般会計がその起債償還額の交付税措置が全部受けるという形になります。ですから、その部分には、一般会計から下水道会計への繰出金、それから病院会計への補助金という形で、さらに償還する財源を会計のほうに出すという部分、それにその交付税の分が充てられているということでございます。

午前中のお答えの中では、一般会計の公債費の償還額の中で、全部の数字を私言ってしまったんですけれども、ご質問おっしゃられるとおおり、先ほどのお答えもしたとおおり、その中には下水道分と病院分も入っての数字だということでご了解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうすると、償還額7億8,000万円は下水道分と病院分を入れて考えると、まずどのぐらいになりますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 償還額ですから、下水道と病院だけで償還額を申し上げますか、下水道会計では、3億4,000万円ほどです。それから病院会計では1億7,000万円ほどです。合わせますと、5億1,000万円程度ということになってございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 そうしますと、まず地方交付税がついてるものでということで、一般会計のほうはついているものしかないんじゃないかと思うんですけども、というと5億何億と7億8,000万。5億円と8億円と足せば13億円ですか、に対して6億2,000万円程度が来ていて、それが一般会計の中で地方交付税を受けているというふうに考えたほうが正確なんじゃないかと思うんですが、どうでしょう。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 私の答弁もご質問者言ってられた趣旨でご答弁したつもりでございますけれども、そのとおりでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 それで、そのほかのもの全部を入れると、償還額が18億円あるということですね。それとほかには、交付税の裏打ちがついてないものもあるわけですね。そういうものを全部入れると厚岸町でもって今年償還しなければならないものは約18億円あって、その中にいろいろな形でもって裏打ちがついているんだけど、高い率でついているものもあるし、微々たるものもあると、ついてないものもあると、そういうのを全部こき混ぜると18億円の償還に対して6億2,400万円程度交付税で裏打ちされてますよと。それが厚岸町全体の財布の話のことになりますと、そういうふうに言ってよろしいわけですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 全体の枠組みの中ではご質問者おっしゃられるとおりです。私が申し上げた18億円の23年度の元利償還金の中には、水道会計の部分がございます。この水道会計の部分は約1億1,000万円ほどでございすけれども、この会計に対しては一般会計から負担をしておりません。基本的に料金収入及び過去に積み立てた留保資金で充ててるという構図になってございますから、いわゆる税金の投入等はないと。それから、交付税の算入もない部分でございすから、その部分は除かれた上で算入分と言ったほうが、より正確かなとうふうに思いますので、ご了解願います。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 言い直します。水道については別枠になっているから、簡単に言うと17億円程度、それに対して6億2,400万円の裏打ちはありますよと、あとは結局純然たる厚岸町の負担で払っていかなければならないんだと、そういう状態であるというふうに理解すれば、まあまあ正確な話と、これは全体を。

それで、先ほどもいろいろ昼休みのときにもちょっとお話を聞いてたんですけど、今まではこういう発想ではなかったわけですね。特別会計、企業会計というのは別枠で、そのところにはちゃんと仕切りがあって、少なくとも表向きで入り口がなかったと。だから、一般会計のほうで健全であつても別の部屋に行ったらとんでもない話があったというのは夕張の問題になった。それで、今度はそのいわば仕切りの壁を取っ払いなさいと、あるいはきちんとした出入り口をつけなさいと。そして、家全体でどうなんだということを見ましようということになったので、こういう形になってきたと思うんです。

それで、その一般会計だけを言っているときには、公債比率と言ったかな、全体に対して何%程度の簡単に言うと借金があると、青信号で、もうちょっと行くと黄色信号で、もう少し行くと赤信号だと。赤信号にしちゃいけませんよというような話があったんですが、今、健全財政化法とか何とかという難しい法律ができて、そこらの言葉も変わってきていると思うんで、私は本当にそのあたり勉強してないので申しわけないんですが、

そのごくごく大ざっぱな指標ですね、この全体を通しての、その中で今厚岸町というのはどういう位置にあるのか、これもまあ素人向きのわかりやすい話で教えていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 地方財政の財政の判断比率というのは、ご質問者がおっしゃられるとおり、過去には、一般会計だけで見てたということでございますが、新しい法律の枠組みの中では、いわゆる一般会計と申しますか、いわゆる税ですね、最終的な税の負担になるわけでございますが、そういう視点でもって特別会計、それから企業会計で負担する部分を全体で負担した場合に、どういう形になっているのかということで財政指標を出すということになってございます。

これにつきましては、いわゆる今の関係を過去に借りたものの償還額、それからもう一つプラスアルファで債務負担行為ということで、後年度に負担する部分も公債費以外にもございます。それも合わせた中で、一般会計と特別会計と企業会計合わせた中で、どういう比率になっているのかということで、現在は指標としてとられるところでございます。この部分につきましては、平成21年度の決算額で、これはもう総務省のほうに報告してございますけれども、これが15.0%ということでございまして、これは前年度と比較しますと0.6ポイント減少してる、いわゆる改善してるという状況にあるところでございます。

ちなみに、過去の数字を申し上げますと、20年度が0.6ポイント改善ですから、15.6%、その1年前19年度が、これはまだ対象になってない年でございますけれども16.4%でございました。それから、18年度、これも試算の数字でございますけれども、18.9%ということで、年を追うごとに改善してるという状況にございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 昨年と比べて一昨年と比べてという点で改善しているのはよくわかります。それで、この数字が持つ意味ですね、15%という数字はどういうふうに理解すればよろしいのか、その点なんです。例えばいろいろな似たような町村と比べていくとか、あるいは国の指標では何%になったら黄色信号ですとか、いろいろなものがあるんじゃないかと思うんです。そのあたりのことを説明してください。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 厚岸町における実質公債費比率の15.0%が、どういう状況にあるのかということでございますけれども、いわゆるこの基準が18%を超えると、地方債の国家基準の方法がより厳格な方法に求められるという基準になってございます。この厚岸町の数字が現段階でどうなのかということは、全道平均の数字が来てございますけれども、この数字でいきますと13.8%でございますから、全道平均にしますと、まだ

高い状況にあるという状況にあります。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。ただ、年を追うごとに良くなっている、全道平均に近づいているということですね。

それで、この数字だけで私は全体を判断できないと思っています。というのは、財政というのはいわゆる数字をよくするのは実は簡単なんですよね。何もやらないでいいんですよ。何もやらないで、入るものは入ってきますけれども出ていきませんからね。民間と行政が違うのはそこですよ、入るほうが一定程度保証されているということです。民間は何かやらないと入ってきません。行政はやらなければ出ていきませんから、どんどんどんどんたまるということです。ですから、問題はそのぎりぎりのとりに数字を置きながら、どのような住民のために行政サービスをきちんとやっていくかということだと思うわけです。

その意味で現在15%というところに置きながら、住民のサービスをしている厚岸町は健全財政であると、のように胸を張って言えるのではないかと、私自身は思っているんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたけれども、厚岸町は釧路管内ではいち早く、全道的にも早いうちから財政改革に取り組んできているのはご質問者ご承知のとおりでございます。そういったことが、この財政指標の改善に数字にもあらわれているというふうに見てとれるところでございます。

先ほど申し上げたのは、決算ベースでの話ですから、じゃ、これからどうなるのかという部分も、やっぱり財政としては見通した中で財政運営をする必要があるというふうに認識しているところでございますが、その部分を表現するのであれば、これから幾ら負担する必要があるのかということも当然問われるわけでございます。これも実は新しい基準の中では問われている部分でございまして、この指標としても、簡単に申し上げますと、162.0というこの数字が将来負担比率ということで、162%ということで数字があらわれてますけれども、この数字自体も過去に比べると数値的には押し下げているということでございます。と申し上げますのは、起債の残高を減らしてきていると、いわゆる将来の負担を減らしているということでございますから、これはまさしく数字が示すとおり、これからも改善に向かうであろうというふうに考えているところでございます。

なおかつ、現段階での3カ年計画の中では、23、24、25と3カ年の部分の投資的事業を示させていただいてます。その部分を起債の償還に投資事業に起債を幾ら充てるのかと。それをもし仮に借りたならば、今度は返さなければなりません。それも含めた中で考えていく必要があるだろうということでございまして、それを踏めましても一般会計ベースでは、24年度、25年度でも起債残高を減らすと。いわゆる財政の運営もにらみな

がら3カ年の計画も立ててるという状況で、両輪でもって計画ベースと予算ベースと両輪でもって、この将来にわたっての安定的な町民サービスを維持するための財政運営に努めてるという現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(「結構です」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2目利子。

3目公債諸費。

12款、1項、1目給与費。

13款、1項、1目予備費。

ございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） 339ページから343ページまでは給与費明細書です。

ございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

344ページは継続費に関する調書です。

ございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） 次に、1ページの第2条、債務負担行為については、6ページの第2表と、345ページから348ページの債務負担行為に関する調書でございます。

ございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） 次に、1ページの第3条、地方債については、7ページの第3表と、349ページの地方債に関する調書です。

ございませんか。

(なし)

●委員長（音喜多委員） 次に、1ページの第4条、一時借入金について、ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第4号 平成23年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

8ページ、第1条の歳入歳出予算について、350ページ、事項別明細書、352ページ、歳入から進めてまいります。

1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税。

10番。

- 谷口委員 前年度より国民健康保険税全体が503万3,000円の減額というふうになっておりまして、一般被保険者国民健康保険税が568万7,000円の減額ということであります。そういう中で、この所得割が増額になっていくのかなというふうに思うんですけども、この辺がどういうふうになっているのか、非常に景気厳しい中でもこれは納税者が耐え得るようなことになるのかどうか。

それともう一つ、5節で後期高齢者支援金等滞納繰越分、これが若干前年度よりふえているように思うんですけども、若干ではないな、大幅にふえているような気がするんですけども、これはどういうことなのか、それぞれ説明をお願いいたします。

- 委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後1時30分休憩

午後1時36分再開

- 委員長（音喜多委員） 再開します。

税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご質問は、医療費給付費の現年分がふえていると、所得割の部分がふえているのはなぜかということでございました。これにつきましては、我々もこの当初予算を編成するに当たりまして、過去の数値を用いながら行っているわけですが、その中で、所得割につきましては、昨年度の11月の調定ベースをベースにして3カ年の平均値を用いながら数字的に調整してきたところでございます。全体の中では約3億円ぐらいの数字の中での数字の動きでございますから、そんなに多くふえたり減ったりという数字にはなってございませぬ。そんなに過大に見たり過少に見たりという状況にはなっていないことを、数字を見ていただければわかるとおりに思います。

ただ、先ほど後期高齢者の支援金の部分、これは減っているわけでございますけれども、総体的に言えることは、保険税で被保険者の数が減っていると。いわゆる納税義務者が減っているということでございまして、その部分の平等割なり、それから均等割なりなどが、これは必然的に数に定額を掛けるわけですから、その部分が自然減として減ってくと。その部分も加味しながら、数百万円単位でこの全体の税の中では上がった部分と減った部分があるということで、保険税全体では5億5,000万円の中で、500万円ぐらいの減で当初予算として計上させていただいているということですから、この部分は微調整の部分というふうに見ていただいてよろしいのかなというふうに思っているところでございます。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 均等割、それから平等割の人数世帯、それぞれ減っている中で、所得割の部分が若干ふえているもんですから、結果的にその納税者の担税能力がなければならないし、今やっぱこの国民健康保険税に対する負担金というのは、一般的にはどこの町村でも、厚岸町も滞納がこの部分では大きいですよ。そうすると、これがその過剰な負担になるというふうなことになっていっては、困るというふうに思うんですけども、その辺では新年度、景気動向もありますから何とも言えませんが、ただ、去年の所得状況を勘案しながら課税されているというふうに理解するんですけども、これで納税義務者がきちんと、それにこたえることができるようなことになるのか、それとも、もう初めからこうやっても滞納はこれだけあるんだということを見越しながら、その滞納者を悪者扱いにしながら進めればいいんだというふうなことになっていくのかどうなのか、その辺はただ町民生活をきちんと守っていただくということも大事ですから、今回地震津波の災害なんかもありましたから、そういうのがこういうのに影響しないのかどうなのか、その辺きちんと見きわめながらやっていただかなければ困ると思うんです。そういう点でどういうふうに考えているか、もう一度伺いをいたします。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 現在の国民健康保険税については、ここ数年この税に対する見方を変えてるつもりはございません。それから、収納の方法についても変えてございません。ただ、公平な課税、それから公平な収納ということを基本に置いてることはもちろんでございます。

そういった中で、今回見てる部分、滞納部分も含めてどうなんだというご質問でございますけれども、これは国保会計はご質問者はもうご存じのとおり、恒常的に財源不足が生じてた過去がございまして、その部分を補うために滞繰り分を例年収納できる額よりも多めに財源として、そこに当初予算に計上した中で、いわゆる医療費の払うほうを担保するために、そういった手法をとらせていただいていると。ただし、その計上した額を目指して滞納処分をしたり、強引な収納業務に変換していくというつもりはございません。ここはやっぱりきちんとしたルールの中で支払い能力の変化とか、そういったものを個々に判断しながら、その実情に応じた中で収納していただくいう場合もございます。それは変えるつもりはございません。

ですから、結果的にはこうして計上している滞納繰越分も、最終的な23年度の最終的な見込みの中では、実情に合った額に最終的な見込みを落とした上で、その財源を確保していく必要があるんだろうなというふうに思っているところでございます。

現在のところ、今その額としては、9,200万円ほどというふうに見ているところでございます。ですからこの9,200万円を強引に税だけで補うと、この国保税でですね補うという考えは、今から持っているものではございません。これは全体の調整の中、いわゆる一般会計のご質問の中でもあったんですけれども、補正要素としては4億円というふうに今ところでは見てますと。この中にこの9,200万円も含んだ数字でございしますので、こういった中で、いわゆる一般会計の中で何とかこの部分を補うような努力を23年度の財政運営の中で、財政執行の中で何とか工面していきたいというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 国民健康保険は前にも、今課長おっしゃってますように、一般質問でお伺いをしておりますけれども、本来その国がきちんと財政手当てをしていただいていたのを、その比率をどんどん下げてしまって、今はほとんどなくなってしまったというような状況にあるわけですから、これが一番大きな問題だと思うんですね。それを以前に戻してもらえば、そういう問題は相当解決していくというふうに思うんですけれども、ここに来て各自治体、すべての自治体というわけでもありませんけれども、各自治体で保険料の引き下げをする自治体が出てきていますよね。釧路市あたりも新年度で2万円でしたか、下げるようなことがなっているというふうになっているんですけれども、厚岸町はそういうことは毛頭考えていないのでしょうか、その辺あたりお伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 国保税の引き下げ引き上げについてのご質問でございますけれども、ご質問者おっしゃるとおり、鉏路市においては国保税を引き下げしてございます。ただ、一方では鉏路町みたいに上げてるところもある。今現在、実は、私どももその辺の検討をずっと加えてまいりました。というのは、平成20年において黒字といいますか、その年の数字だけで言いますと黒字、それから21年度も黒字ということでやってまいりましたが、実はここ22年度の決算が近づいてまいりまして、その段階で精算する段階になりますと、実は21年度の黒字分であった分が、実は23年度で交付金が引かれてくるというふうなことがございまして、単年度収支でいくとどうなんだろうというところが、微妙なところになってきました。この後の見通しから言いますと、実は、今年度予算これからできまい財政調整交付金ですとか、前期高齢者交付金、この辺がかなり下がってきてます。そういう中では、実は23年度については、20、21で一般会計からの財源の不足分の繰り入れがなかったわけですが、実は23年度においては、それがやはりいただかなければできないような状況になってきてます。

基本的には国保税、歳出が基本でございます。歳出に伴いまして国保税をどのようにするかということが基本でございまして、本来的には毎年度見直していけばよろしいんでしょうけれども、そういう状況には余りないというふうなことで、実は過去は繰上充用ですとか、そういう中で、それから一般会計からの繰り入り、これは過去10年間でいきますと約7億円ぐらいのものが積み重なっておりました。

そういった中では、やはり今の国保税を来年度以降の見通しからも考えますと、なかなか引き下げに至ることは難しいだろうというふうに考えているところでございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

- 2 目退職被保険者等国民健康保険税。
- 3 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目保険事業費負担金。
- 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金。
- 2 目高額医療費共同事業負担金。
- 3 目特定健康診査等負担金。
- 2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金。
- 2 目出産育児一時金補助金。
- 5 款、1 項、1 目療養給付費等交付金。
- 6 款、1 項、1 目前期高齢者交付金。
- 7 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金。
- 2 目特定健康診査等負担金。
- 2 項道補助金、2 目財政調整交付金。

9 款、1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業交付金。

2 目保健財政共同安定化事業交付金。

10 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。

12 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料。

1 目一般被保険者延滞金。

2 目退職被保険者等延滞金。

3 目一般被保険者加算金。

4 目退職被保険者等加算金。

5 目一般被保険者過料。

6 目退職被保険者等過料。

3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金。

2 目退職被保険者等第三者納付金。

3 目一般被保険者返納金。

4 目退職被保険者等返納金。

5 目雑入。

以上で、歳入を終わります。

歳出に入ります。

358 ページ。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費

3 項、1 目運営協議会費。

4 項、1 目、趣旨復旧費。

5 項、1 目特別対策事業費。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費。

2 目退職費被保険者等療養給付費。

3 目一般被保険者療養費。

4 目退職被保険者等療養費。

5 目診査支払手数料。

2 項高額医療費、1 目一般被保険者高額療養費。

10 番。

●谷口委員 ここで、説明の中で1,500万円ぐらいの増を説明されていたように思うのですが、その内容について説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 高額療養費の伸びでございますけれども、実は本年度に入りまして、実は医療費の伸びがございます。その顕著たるものが入院に絡むものでございまして、当然入院がふえるということは、高額療養費の分がやはり伸びると、そういう結果に基づきまして、前年度にあわせまして23年度も措置させていただいているところでございます。

●委員長（音喜多委員） いいですか。進みます。

2 目退職被保険者等高額療養費。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費。

4 目退職被保険者等高額介護合算療養費。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費。

2 目退職被保険者等移送費。

4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金。

10番。

●谷口委員 これ出産一時金は何人分を見ているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 27件を予定してございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これ1件当たり幾らで、前年度実績はどうだったんでしょうか、まだあるんですけれども、お願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 1件当たり42万円を予定してございます。前年度、22年度でまだ終わってませんけれども、一応決算段階で今現在用意しているのは29件ということで、準備をしています。ただ、今現在では24件支出予定済みということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 これは結果的にはふえているんですか、減っているんですか、過去何年間を見ると。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 国保だけということになりますので、実際の人口の伸びとは

ちょっと違いますけれども、国保だけで申し上げますと、実は平成19年で24人おりましたけれども、20年で16、21年で17という減少をたどってございまして、22年度において24ということでちょっと上がってございます。23年度も期待値を超えまして27件ということで、支出させていただいております。

●委員長（音喜多委員） いいですか。

（「期待してます」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 5項葬祭諸費、1目葬祭費。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金。
2目後期高齢者関係事務費拠出金。
4款、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金。
2目前期高齢者関係事務費拠出金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 5款1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2目老人保健事務費拠出金。
6款、1項、1目介護納付金。
7款、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金。
2目保険財政共同安定化事業拠出金。
3目その他共同事業拠出金。
8款保険事業費、1項、1目特定健康診査等事業費。
9番。

●菊池委員 特定健康診査等事業費、これは役場から町民に連絡し、受ける率はどのように押さえてますか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 受診率ということでよろしいでしょうか。予算ベースでは実は30.6%を予定してございます。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 予算ベースで30%、30.6%。年代、男女の区別わかりますか、受診率。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 男女別はちょっと資料をもう一度つくり直さないとならないものですから、ちなみに、20年度で出した男女別というものがございます。男女別については、その資料しか今持ち合わせてございませんが、20年度におけます男性の受診率は16%、それから女性については18.6%ということで、総合で17.36%ということでございます。

次に21年度は男女別ございませんが、21年度では23.9%ということでございます。それで、22年度ベースで今現在で24.5%ございますので、3月終われば25%くらいいくかなど。これは国保別でございますけれども。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

●菊池委員 最近、現代病で国も進めておりますけれども、今、厚岸の状況を見ると3割程度の受診率といいますか、そういうことでございますが、受診の進めを町民にこれは任意もあるでしょうけれども、進めを促進していただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 健診事業を進めております保健介護課の方からお答えをさせていただきます。

毎年度早い時期に町民の皆さんには年間の健診日程表というものをお配りをさせていただいて、4月から始まりまして健診につきましては、最終的には2月までのスケジュールの中で年間5回の集団健診、そのほかに乳がんでありますとかという事業もあるんですが、周知をさせていただいて、受診をいただいているということでございます。

23年度につきましては、漁業協同組合の方とも相談をさせていただいて、23年度につきましては秋口に、漁組の組合員の方を対象に集団健診をやりたいというふうなことも、新たな取り組みとして進めておりまして、ご質問者おっしゃるとおり、なかなか受診率がこちらが思うようには上がってこないという実態もございますので、健診率を上げていただけるような取り組みを引き続き進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 9 番。

- 菊池委員　せっかく保健事業のほうで、この特定健康診査等事業費ということの項目を設けているわけでございますから、できるだけその促進を期待いたします。
以上です。

- 委員長（音喜多委員）　答弁は必要ですか。

（「答弁はいいです」の声あり）

- 委員長（音喜多委員）　進みます。
10番。

- 谷口委員　ここでちょっとお尋ねしたいんですが、前年度より27万9,000円ふえているということですよ。それで、国の補助金、それから道の補助金が43万7,000円でしたか、それぞれふえているんですけども、これはどういうふうには吸収されちゃって27万9,000円しか増額にならないんでしょうか。歳入で43万7,000円でしたか、国庫負担金、それから道の支出金、それぞれふえてますよね、前年より、そのわけ教えていただきたい。

- 委員長（音喜多委員）　休憩します。

午後02時07分休憩

午後02時08分再開

- 委員長（音喜多委員）　再開します。
町民課長。

- 町民課長（米内山課長）　すみません。23年度におきましては、前年度より特定健康診査においては件数で46ふやしてございます。それから特定保健指導については11の増でございます。

国の補助金等につきましては、毎年度これ動くわけでして、これは向こうから来る数字でございますので、私どもとしては件数をふやし、それに当てはまる国庫補助金、道補助金ということで見てございます。

- 委員長（音喜多委員）　10番。

- 谷口委員　30.6%って先ほど言ってましたよね。今年度の受診率はね。そうすると、25%ぐらいいくのかなというような先ほどの説明でしたよね。それで、そうすると22年度の当初は何パーセントを見込んで去年の予算だったんですか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 22年度の当初ベースでいきますと、27.5%で見てございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 計算機たたかなくてもわかってないと困ると思うんですよね。何か聞かれたから、もっさり合わせたように聞こえるんですよ、そういう答弁をされると。

それで、この特定健診なんですけれども、その30%しかいかないということになると、せっかくこの制度をつくっていながら、その効果に疑問を持つんですけれども、自分も含めてきちんとしてないというのもあるんですけれども、戒めながら質問しているんですけれども、やはり皆さんに行って受診をしていただきということになると、それがスムーズにできるような方法、どういうことであれば受診が可能なのか、あるいはそれまでの間にこういうことをしておけば、スムーズですよというふうなことを、やはりきちんと対象者に知っていただく対策をとることも大事ではないのかなというふうに思うんですよね。その辺では今後、今年さらにこれをもう一歩前へ進めるという考えですよ。そうすれば、その対策をやっぱりきちんととっていかねばならないというふうに思うんですが、先ほど漁組の関係もお話しされておりましたけれども、対象者はそれ以外にたくさんいるわけですから、そのあたりの対策についてちょっと説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

この健診事業につきましては、実は平成20年度に健康増進法の見直し、それから、後期高齢者医療制度というものができて、健診の仕方が変わったという戸惑いがございました。これは健診を受診される側の混乱というのが非常に大きかったわけでありまして、その前から見ますと大きく受診が落ちたという状況がございました。それで、21、22、3年目になるわけですが、受診していただく方、どんどん落ち込んだところから伸びてきております。私どもは昔のいう総合健診、今、生活習慣病健診も含めて総合健診という形でやっているんですが、この健診だけではなくて各がん検診、女性の方の健診はこの総合検診ではやっておりませんが、それから、胃、肺、大腸というがん検診を一緒にして、ぜひ受けていただきたいということでの事業展開をしております。そういう意味ではご質問はおっしゃるとおり、多くの方が受けていただくことが早期発見というところに結びついていくということになりますので、受診率の向上に向けた取り組みということが、これまで以上に住民の皆さんに理解をしていただいてということでの取り組みが必要だなというふうに思っております。

特に、国民健康保険の被保険者の皆さんに関しましては、5月の段階で総合健診の受診票というものが送られてまいりますというよりも、こちらからお送りをします。その受診票を健診のときに使うということでの取り組みが、23年度は4年目の取り組みにな

りますので、年々健診のときにそれをお持ちいただいて、受診されるという方もふえておりますので、その面での効果は伸びてきているのかなというふうに思っておりますが、なお、ご本人が受けていただくという気持ちにならないと、この事業進みませんので、そういった工夫もしていきたいなというふうに思っております。

(「はい、よろしいです」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金。

2 目退職被保険者等保険税還付金。

3 目償還金。

11 款、1 項、1 目予備費。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 386ページから389ページまでは、給与費明細書であります。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 以上で、歳出を終わります。

8 ページに戻りください。

第2条、歳出予算の流用。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 総体的にありませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第5号 平成23年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページ、第1条の歳入歳出予算、390ページは事項別明細書でございます。391ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目水道費分担金。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料。

10番。

- 谷口委員 太田、それから片無去の水道なんですけれども、これは今まで農業用水道と言われていたのが、今、簡易水道で見るようになったと。これいつからこういうふうになりましたか。

- 委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） すみません。19年度から。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 太田も片無去も両方ですか。それで、今大別のほうに新しい水道をつくっていますよね。それで、これの供用開始はいつなんですか。

- 委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） ご質問の大別地区の営業用水事業でございますが、道営の事業でございまして、当初、私どもとしては23年度から給水できるのではないかと期待しておりましたが、北海道予算大変厳しい状況でございまして、特に21年度の予定して事業がそっくり22年度にずれたと。その結果、今の予定では遅くとも24年度からは給水できるものと思っております。余り期待するとあれですので、早ければ23年度の秋と期待している部分はございますが、これはあくまでも期待でございますので、ご承知いただきたいと思います。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

- 谷口委員 それで今、規模拡大が進んでいるところがたくさん出てきていますよね。それで結果的に今のこの簡水で足りているのか、もし足りなくなるようなことが起きる心配はないのか、それから、必要なときに必要な量がきちんと確保できるような体制で今やられているのかどうか、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、初めに聞けばよかったんですけれども、トライベツ地区の水道は何

水道というんですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 太田、大別地区の給水量ですね、その見通し。もちろん現在も非常に窮している状況でありまして、この事業を進めているわけでございます。大まかに申し上げて、1日最大給水量が大体約600現在あります。それで、この事業が完了いたしますと、最大で840立方メートルを予定してございますので、完成すれば十分な余裕をもって、あと200程度余裕があるというところでございますから、ご安心いただいて結構だと思います。

次に、トライベツ地区につきましては、簡水とは別に営農用水の給水地区でございます。農業用水の給水区域でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 それで、これができれば、200何ぼきちんと確保できるから、もう全然心配ないよということですよ。それで、今はその上限ぎりぎりをいっているということなんですけれども、それで今工事をやって、もう水もくみ上げられるようになってますよね。それで、その私水道のこと詳しくありませんけれど、せっかくそういうものがもう先にできていて、端のほうにお住まいになっている議員さんもいるんですけれども、あの近くからせっかくどんどん掘り上げているのに、その水はあと半年から1年は使えないと。できるところからその配水するということは不可能なんですか。何が問題でそこまで伸ばさないといけないのか。

太田の何か半分ぐらいをカバーしようというふうな考えもあるというふうに聞いているんですけれども、その目的とそれをやるにはどうしてもそこまで全線開通しなければ、接続が不可能なものなのか、どうなのか。その辺ではどうなのでしょう、今いろいろインフラの問題でさまざまな問題が今回の地震なんかも含めてあるんですけれども、そういうことを考えると、そういうものでバックアップできるような方法もできるのであれば、していくべきではないのかなというふうに考えるんですが、余りにも素人考えでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃることは重々わかります。この新たな営農用水の事業によります給水区域でございますが、現在、太田、大別地区一つで賄っておりまして、なかなか十分な余裕がない中での給水事情だということで、この事業によりまして大別地区をこの新しい取水井戸でもって給水区域とするということで、事業完了後は2系統の給水になります。この大別地区の給水区域になるのが現在の大別地区と太田西、それから太田1の通りから4の通りと、それから片無去の一部ということで、残るいわゆる太田地区、5の通りから7の通りまでですか、ですから、こういった2系統になってい

るということで、その中で十分な給水体制をとるという事業でございまして、その給水開始、設備の整備状況によって、できるところから給水できないかというご質問ですが、私どもとしても北海道のほうに、そのような要望をしながら来てまいっておりますが、残念ながら井戸はできました。そして配水池も新たにできました。ただ、それを動かす電気系統がまだすべて完了してないということで、さらに23年度は新たな配水管を予定してございます。古い配水管も使いますので、そちらを使って一部でも給水できないかという考えで、私、実は希望として23年度にはと思っておりますが、いかんせん、電気計装設備、機械類を動かす設備がおくれてしまったということで、なかなか希望どおり進んでないという現状でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 ぜひ、農家の場合は、先ほど給食センターの話でありませんが、農家をもっと衛生の面では、もっとと言ったら、また給食センター怒られるから、言葉をちょっと選ばなければなりませんけれども、農家の場合も非常に衛生面ではきちんとしていかなければならない。水はやっぱりそのためにどうしても必要なものだと思うのですよね。そういうことを考えれば、やはり水が不足を来すということを何としても避けなければならないと思うのですよね。そのあたりではやっぱりこれのほうに早急に対策をしていただいて、一部でも供用開始をしていくということを強く要望されていくべきではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） 質問者の意を酌みまして、私どもとしても同じ考えでおりますので、早期完成、早期供給開始の要望を強くしてまいりたいと思います。

（「よろしいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2項手数料、1目水道手数料。

5款繰入金、1項、1目一般会計繰入金。

ございせんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

歳出に入ります。

393ページ。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 款水道費、1 項、1 目水道事業費。

4 款、1 項公債費、1 目元金。

2 目利子。

5 款、1 項、1 目予備費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、403ページから405ページまでは給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。
406ページは地方債に関する調書です。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第6号 平成23年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。
13ページ、第1条の歳入歳出予算、407ページ、事項別明細書です。
408ページ、歳入から進めてまいります。
1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目下水道費負担金。
10番。

- 谷口委員 公共下水道の受益者負担金で、収納状況について資料をお願いしていたところ提出をしていただきました。それで、未済人数というのは122名と、過年度が、そして現年度が99人で189人の未済人数がいるというふうになっているんですけども、それで、

この下水道の受益者負担、町内、町外ありますけれども、結果的にこの不在印の方々の未済がありますよね。それで町内が大半でありますけれども、町内の方々に対してはそれぞれお伝えをすることが可能ではないのかなというふうに思いますが、その町外に住まわれている方々の収納というか、現在まで未収になっている、こういうのは結果としてどういう方法でその収納に結びつけていくのか。

それから、例えばこういう人たちの固定資産税だとか、そういうものがきちんと納められている確認されているのかどうか、そういうあたりも含めて、どういうふうに押さえているのかなというのと。それから、この町内別に見ても非常に収納されていない地域というのが、ある意味偏りがありますよね。片方では大体100%近く受益者負担を納めているのに、もう二十数件とか、そういうのがある地域もあるということで、この内容についてはどういうふうに押さえているのか、そのあたりについて説明をお願いいたします。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） ご質問でございますが、初めに、受益者負担金のその地区別の収納状況と、これをどうとらえているか。質問者ご請求の資料で同じく普及率と水洗化率の資料のご要求がございまして、そちらも用意させていただきました。この受益者負担金、未納の方の要因というのは、やはり自分は水洗にしないと、するつもりもないのに受益者負担金を納めることはできないといった要因というのもございます。結果として、データを見ると水洗化の芳しくない地域と、この受益者負担金を納めていただけない、すべてではございませんけれども、かなりの部分でイコールとなるという傾向がございます。もちろん収納対策につきましては、納入者に対しまして根気よくお願いしていくことに尽きますが、ただし、その水洗化しないということではなくて、できないという理由もやはり中には相当おります。というのは、やはりもう高齢で住宅も古いといって、改造の資金がなかなか調達できないという方においては、なかなかそれ以上強いご指導をでき切れないといった点もございます。

そういったことで、なかなかこの未収対策苦慮しているところでございますが、やはり何とか事情をお聞きしながら、水洗化につなげていくということもイコール受益者負担金の納入にもつながってくるかと思っておりますので、そういった努力を続けていきたいと考えております。

それから、町外の方への対応ですが、これは出かけるのは非常に不効率でございますので、督促状を発送でしか対応できないといった現状でございます。

それから、固定資産の関係というのは、ちょっと休憩をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 2 時39分休憩

午後 2 時40分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

水道課長。

●水道課長（常谷課長） 失礼しました。

固定資産との対比といいますか、状況を把握しているかと。こちらは対象者は固定資産の税情報、目的外利用の手続をとったり、町の個人情報取り扱いの手続をとって、対象者の把握はしてございますが、税の納入状況というのは税情報でございますので、私どもとしては入手困難な情報でございます。したがって、それをつけ合わせて対応するということは、やっておりません。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 町内のその高齢者だとか、それからその収入状況によってはやはりすぐ布設をするということは困難な人は、やっぱりいると思いますけれども、そういう中でどう進めるか大変苦慮されているのかなというふうに思いますけれども、ただ、資産として土地を持っているわけですね。それで特に町外に住まわれていて、それなりの我々にご指導をこの事業を進めるときに、そういう管が布設されることによって地域の土地の価値は上がるんだから、当然受益者負担があるのが当たり前なんだということで、布設をしているわけでしょう。

そういう中で、町外、道内外に住んでいる人たちが持っている土地に対して、苦労は額にすればそれほどの額でないと言ってしまうとそれまでですけども、町民は頑張っ
て納めているに、不動産を持って遠くにいる人たちは納めない人が何人かいるということに対しては、やっぱりある程度厳しいものがあってもいいのではないのかなというふうに考えるんですけれども、そのあたりではどういうふうに考えているのか、もう一度お伺いをいたします。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） ご質問者おっしゃるには重々私どもも理解できるところでございますが、しかし、その町内の方と町外の方を区別して対応というのは、なかなか難しいものがございまして、以前にももっと強い、例えば延滞金をかけるとか、そういった強い対応も必要ではないかというご質問も議会ではございました。しかし、税等の均衡といいますか、なかなかそういった対応が困難だというお答えもしておりますし、このやはり個別に電話、あるいは督促で対応していく以外、現状特に厳しい対応と申されても、その中で区別するというのではなくて、同様に税に準じた対応もこの下水道についてはできますので、いわゆる滞納処分を含めた対応を、町外、町内区別することなく進めてまいりたいと考えます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 町内の人はその人実情つかめますよね。1軒1軒訪問されて、そのご高齢で年金だとか収入だとかも、ある程度し得る立場に役場であればあると思いますから、そうすると、その実情にあわせてやるということは、さっき課長がおっしゃってましたけれども、町外の人たちが言ってみれば不在地主なわけでしょう。そういう人たちの土地の有効利用だとか、そういうことも町としても考えて、都市計画だとかそういうことを事業を進めてますよね。そうすると、やはりこういう問題が町に負担をかけているわけでしょう。当然入って来るべきお金が入ってこない。ところがそこにはちゃんと下水道管がいつでも引けるような状態になっているということに、本来の価値を上げる仕組みをつくっているわけですから、それについてはやはり町外に住んでいる場合でも、町内の人は負担しているわけだから、町外の人にはやはり特にきちんと負担をしていただかなければ困るのではないのかなというふうに私は思うんですよ。私はもうあそこから厚岸を捨てて出てきましたから、関係ありませんというのでは私は困ると思うんですよね。その点についてはもう少しきちんとした対応をしていかなければ、それこそ町民との公平を欠くんではないのかなというふうに私は思うんですよ。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） ご質問でございます。町内の方、実態としては督促状をお送りして納入をお願いするということでした、今まで現実問題なかかな対応できないという面もございましたが、質問者の意を酌みまして、さらに人数も少ないですから、さらに突っ込んだ形での督促対応を進めてまいりたいと思います。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

- 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料。
 - 2 項手数料、1 目下水道手数料。
 - 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道費国庫補助金。
 - 5 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。
 - 6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金。
 - 2 項、1 目雑入。
 - 7 款、1 項町債、1 目下水道債。
- ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

410ページ、歳出に入ります。

- 1 款下水道費、1 項下水道管理費、1 目一般管理費。

2 目管渠管理費。
3 目処理場管理費。
4 目復旧促進費。
2 項下水道事業費、1 目公共下水道事業費。
3 款、1 項公債費、1 目元金。
2 目利子。
4 款、1 項、1 目予備費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 422ページから424ページまでは給与費明細書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。
次に、13ページに戻り、第2条、債務負担行為です。15ページ、第2表、債務負担行為と425ページ、債務負担行為に関する調書。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、13ページに戻り、第3条、地方債、16ページの第3表、地方債と、426ページは地方債に関する調書です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 総体についてありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第7号 平成23年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

17ページ、第1条の歳入歳出予算、427ページ、事項別明細書です。429ページ、歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者介護保険料。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目地域支援事業負担金。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金。

2 ■国庫補助金、1 目財政調整交付金。

7 目地域支援事業交付金。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 4 款、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金。

2 目地域支援事業交付金。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金。

2 項道補助金、3 目地域支援事業交付金。

3 項委託金、1 目総務費委託金。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金。

7 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。

7 ■諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金。

2 目過料。

2 項雑入、1 目第1号被保険者第三者納付金。

2 目第1号被保険者返納金。

3 目雑入。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

431ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費。

3 項、1 目介護認定審査会費。

2 目認定調査等費。

5 項計画策定委員会費、1 目計画策定委員会費。

10番。

●谷口委員 この介護計画策定委員会計上と通信一般費 9 万 2,000 円、これは新規みたいなんですけども、これは何をやるどころなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

介護保険の事業を進める上では、ご質問者ご承知のように 3 年ごとの計画づくりの基本にして事業展開をしております。平成 24 年度から第 5 期の計画に基づく事業展開というものが求められてまいります。その計画づくりを 23 年度行うということで、この計画策定委員会の経費の中では、要介護者へのニーズ調査を含めたアンケート調査というものを実施をいたします。

調査の内容につきましては、それぞれ要介護認定者のうち、要支援、要介護 2 の中から、大体 70% 程度の 220 名を抽出をしよう。それから、要介護 3 から 5 の方々につきましては、これも対象者の 7 割程度の 60 名を予定をしております。それから、65 歳以上の一般高齢者、23 年度からは第 1 次予防事業の対象者という呼び方にも変わるのでありますが、いわゆる元気な高齢者を対象にした方々にもアンケートを送らせていただいてニーズ調査をしようという、いわゆる切手代の役務費を今回予算に上げさせていただいているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10 番。

●谷口委員 そうすると第 5 期の介護計画を立てるための調査を、それぞれ要支援、要介護で何名、それから要介護の 3 から 5 で何名、それから私も含まれるのかもしれませんがけれども、第 1 次予防介護者のグループから何名というふうに抽出して、そのアンケートをやるんですか、実態調査をやるんですか。その内容をもう少し詳しく。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） アンケートの内容につきましては、まだ固まっております。これまでの計画づくりの中では、介護サービスを受ける上での、今満足している、こういうところが足りないも含めて、主に居宅でサービスを受けられている方々のニーズ調査、今度の計画の中ではこんなことも入れてほしいといった項目を整理した中で、ニーズ調査をやってきたと。今回はまだ決めてないんですが、ベースの中には体の機能の状態、今まで集団健診の中で 65 歳以上の方々には基本チェックリスト、最近、体重はどうか、それから移動するのに不安はないですかというような項目の、基本チェックリストというものを健診と同時にやっておりました。

こういったものは 23 年度からの健診項目からは外れて、基本的にはこちらの今ご質問者からお話のありました個別の 2 次調査というものに組み込んだ中でやろうというのが国の方針になるようであります。そうしたものを見きわめながら、私どももニーズ調査

の項目を決めていこうということで、今これから準備をするということでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、この計画策定委員会というのは、これは厚岸町につくるものなのですね。調査項目はどのようなというお話をさせているところを聞くと、それで、何で今回はこの通信一般費だけが計上されているんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） お答え申し上げます。

介護保険の3年計画のつくり方としましては、今現在町民の方々、各層からお願いをして保険料福祉総合サービス調整委員会というものを組織をさせていただいて、そこでいろいろな議論をいただいたり、それから専門部会をその中で設置をし、計画づくりの骨格をたたき直してもらうというふうな作業をやっていただいています。

それで、今回も23年度の計画づくりの中では、このサービス調整委員会にお願いをするというところは変わりませんで、こちらの予算につきましては、一般会計の健康づくりの事業の中で保健医療福祉総合サービス調整事業ということで、特別旅費の予算化を計上させていただいてることでありまして、介護保険のほうでは、こちらから盛れる直接ニーズ調査にかかる経費だけをのせさせていただいているということでございます。

（「わかりました。いいですよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石沢委員 今聞いていて思ったんですけれども、介護保険が改定案が上がってますよね、国からね。その中で要支援の部分が非該当になるというのがあるんですけれども、市町村の考えで町で要支援の範囲が決められてきて、介護保険の該当にならない部分が出てくるといふふうになっているんですけれども、それを調べるための今回の調査なんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 私どもが現在、24年度からの事業展開の中で、要支援の判定そのものが市町村の判断によってというような情報については、一切ございませんで、これまでの介護度の認定のあり方から比較しますと、そこまで市町村に権限が与えられるとか、あるいは押しつけられるとかということも含めて、あり得ないのかなというふうに思っております。そういう意味ではこの計画策定委員会そのものは、そういう事業を担当するところではございませんで、あくまでも介護度の認定は認定調査員の調査に基づく認定審査会というところが対応するということでありまして、計画策定に

つきましては、3カ年の介護保険事業計画を練り上げていただく場ということで、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 15番。

●石沢委員 そしたら、まだそういうのは具体的に出てきてないということですね。このままいったら何か要支援の場合は、要支援というのは結局その悪化させないためにその人が自分でちゃんときちんとできる、ちょっとできないことをヘルパーさんに頼むという、そういう事業もあったりするんですけれども、そのヘルパーさんに頼む事業を、今度町でやりなさいということが出てきたものですから、そんなになったら負担がふえちゃうし、その本人にとっても結局払えないような状態になって、結局介護が上がってしまって、大変なことになるなと思ったものですから、聞いたんですけれども、今のところはそれは全然出てきてないということなんですね。

あとヘルパーの中に、今看護師がやっているような痰をを取るとか、それから身体介護とか、そういうこともそれも含めたヘルパーの講習もやるような話も出てたんですけれども、それも今は別に来てないんですね。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 後先になるかもしれませんが、今のご質問でございます。

新しい第5期計画の中では、計画づくりの骨格を五つにまとめたもので示されてきております。これはあくまでもこういう方向でどうでしょうみたいなレベルの話で、具体的にはこれからになってくると思うのでありますが、平成18年度の計画づくり中で、いろいろなサービス、それからいろいろな取り組みを一体化をしていこうと。そのもとになるのはどこだということでの地域包括ケアという考え方が18年度出てまいりまして、この地域包括ケアそのものの考え方は基本的に第5期の中でも変わらないということでもあります。その中で重点的に何をしようということをおっしゃっているかと言いますと、今ご質問者言われましたように、介護職員による痰の吸飲などの医療行為について、これは事業所ごとに今までみたいに看護師でないとできないよというくくりでいくと、どうも必要な職員の確保ができない中で、いろいろな障害が出ているという実態の中で、一定程度の研修を受けた上で、介護職員にも痰の吸飲というものを認めていこうという方向性が、いわゆる介護職員による一部の医療行為の実施というものが出てまいります。今自体はモデル事業として国のほうで、この方向性がそのまま第5期計画の中で進めていけるのかどうか、検証が行われてる段階でございます。

それから、もう一つは、医療との連携という中で、厚岸にも訪問看護ステーションあるんですが、あくまでも夜間の対応は今できておりません。そういう意味では介護保険制度として24時間体制の訪問看護事業が必要ではないかというのが、国の議論であります。これは制度としては当たり前の話なんでありますが、全国津々浦々、24時間体制の訪問看護ステーションができるかという、これは全く不可能で話でありまして、中央の段階では医療との連携という意味では、24時間体制の訪問看護ステーションであ

りますとか、リハビリテーションの事業所というものが需要ではないか、これはリハビリテーションは24時間ということではありませんが、そういう方向性が出されております。

それからもう一つは、24時間対応の定期巡回や随時対応サービスができる事業所、これはご質問者おっしゃるとおりヘルパーさんの事業でございます。ヘルパーさんだけいけばいいかと言いますと、そうではなくて訪問したときに何かあったときには看護師というしっかりとした職種の方がバックにいてということが条件になってまいりますので、全国津々浦々、こちら24時間対応の訪問事業所ができるかという、これまた難しい問題があります。ただ国の中央のほうとしては、そういう体制が必要なんだよということでの方向背が示されている等々、粗々言いまして、まだ私どもにはこの程度の基本的な進め方についてはこう考えてますという資料しか届いておりませんので、詳しい部分については年間的なスケジュールでいきますと7月ごろに、全国の都道府県の担当課長会議というふうなものが招集をされて、順調にいけばの話ですが、そこから具体的に都道府県がすべき計画づくり、それから市町村がすべき計画づくり、これは都道府県を経由して市町村にそれをおろされてくるという形になりますので、そういうスタートになるのかなというふうに私どもは認識をしているところであります。

●委員長（音喜多委員） 15番さんいいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後03時11分休憩

午後03時40分再開

●委員長（音喜多委員） 再開いたします。

6 項、1 目地域密着型サービス運営委員会費。

ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費。

2 目施設介護サービス給付費。

10 番。

●谷口委員 現在、介護 1 から 5 の方で、特老に入所希望されている方の、今待っている方はどのぐらいいるんですか。

●委員長（音喜多委員） 特老ホーム施設長。

●特老ホーム施設長（桂川施設長） 現在、特老の入所申請でお待ちになっている方は、介護度1の方で8名、2の方で27名、3の方も27名、4の方で22名、介護度5の方で10名、計94名の方が待っておられます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 3目居宅介護福祉用具購入費。

4目居宅介護住宅改修費。

5目居宅介護サービス計画費。

6目診査支払手数料。

2項、1目高額介護サービス費。

3項、1目高額医療合算介護サービス費。

4項、1目特定入所者介護サービス費。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費。

2目介護予防一般高齢者施策事業費。

3目1次予防事業費。

4目2次予防事業費。

2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業等事業費。

2目任意事業費。

5款、1項、1目介護給付費準備基金費。

6款、1項、1目介護従事者処遇改善臨時特例基金費。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険保険料還付金。

2目償還金。

8款、1項、1目予備費。

455ページから458ページまでは、給与費明細書です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的ありませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 次に、議案第8号 平成23年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

20ページ、第1条の歳入歳出予算、450ページ、事項別明細書です。460ページ、歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス収入。

2 目施設介護サービス費収入。

2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入。

3 項、1 目自己負担金収入。

5 項自立支援給付費収入、1 目障害者短期入所介護給付費収入。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

7 款、1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金。

8 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。

9 款諸収入、1 項、1 目雑入。

10番。

●谷口委員 ここでお伺いしますけれども、生きがい活動支援通所事業なんですが、これは何名予定しているのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 特老センター施設長。

●特老センター施設長（桂川施設長） その中では、1名見ております。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 生きがい活動支援通所事業というのは、デイサービスのほうの裏のほうに回って何か立派なお風呂なんかある、あそこに通う事業を言うんですか、そうですね。それが今は1名しかいないということなんですか。

●委員長（音喜多委員） 保健介護課長。

●保健介護課長（久保課長） 23年度の計画の中では、今現利用されている1名ということでございます。

(「わかりました」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） この目、ほかにありませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、歳出に入ります。464ページ。

1 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費。

3 目訪問入浴介護サービス事業費。

4 目短期入所生活介護サービス事業費。

7 目包括的支援事業費。

8 目障害者介護給付事業費。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス費。

2 款、1 項、1 目予備費。

484ページから486ページまでは、給与費明細書であります。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第9号 平成23年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

22ページ、第1条の歳入歳出予算、487ページは事項別明細書です。

488ページ、歳入から進めてまいります。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料。

2 目普通徴収保険料。

3 款繰入金、1 項、1 目一般会計繰入金。

5 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目延滞金。

2 目過料。

4 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金。

2 目還付加算金。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で歳入を終わります。

490ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

2 項、1 目徴収費。

10番。

●谷口委員 ここでお尋ね、歳入のほうでもやればよかったのかもしれませんが、現在厚岸町で保険料を納めなくて短期保険証だとか、あるいは資格証明書だとか、そういうものになっている方が、以前は8名だか12だかいたことあったんですが、現在どうなってますか。

●委員長（音喜多委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） 後期高齢者医療につきましては、厚岸町については現在ゼロでございます。

(「いいです」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金。

ございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 4 款、1 項、1 目予備費。

(な し)

●委員長（音喜多委員） 以上で歳出を終わります。

総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第10号 平成23年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出。9 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益。

10番。

- 谷口委員 説明では283万7,000円の減、1.2%の減ということですが、主な要因は工業用の減になるのかなというふうに思いますけれども、昨年まで営業していた会社が今年度は見込めない会社があるように思うんですけれども、そういうのというのは大きく影響しますか。

- 委員長（音喜多委員） 水道課長。

- 水道課長（常谷課長） 給水収益の見方ですが、おっしゃるとおり工業用につきましては、95%で見えております。ただ、ご質問にありましたその個々の会社の企業といますか、工場といますか、そういった状況までは見込んだものではございません。全体として22年度につきましては、サンマの不漁というのが大きくひびきまして、実際のところはもっと実績ベースでいきますともっと減るんですけれども、過去の推移等を踏まえまして、95%というふうに見込んでおりまして、個々の例えば倒産とか、そういったことまでは見込んだものではございません。

- 委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 新年度の予算については、去年は相当落ち込んでいますよね。ところがそれはあくまでも去年は特別だと、そういうことでその先を含めた平年ベースというか、そういうあたりを考えた計画は今回の予算になっているというふうに理解したほうがいいんですか。

●委員長（音喜多委員） 水道課長。

●水道課長（常谷課長） おっしゃるとおりでございます。

（「いいですよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次に進みます。

2 目受託工事収益。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金。

4 目雑収益。

収益的収入、ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び上水費。

2 目排水及び給水費。

4 目総係費。

5 目減価償却費。

6 目資産減耗費。

2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。

3 目消費税及び地方消費税。

4 項予備費、1 目予備費。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 以上で収益的支出を終わります。

次に、1 ページ、第4条、資本的収入及び支出。13ページから始めます。

初めに、資本的収入。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債。

5 項工事負担金、1 目工事負担金。

6 項補償金、1 目補償金。

） 資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目建設改良費。

2 目総係費。

3目メーター設備費。
4目固定資産購入費。
2項企業債償還金、1目企業債償還金。
以上で資本的支出を終わります。
次に、2ページにお戻り願います。
第5条、企業債。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第8条、棚卸し資産購入限度額。
5ページは資金計画であります。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 6ページから8ページは給与費明細書です。
15ページから19ページは予定貸借対照表と予定損益計算書です。
総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（音喜多委員） 次に、議案第11号 平成23年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量。
ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） 次に、第3条、収益的収入及び支出。

10ページをお開きください。
収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項事業収益、1 目入院収益。
2 目外来収益。
3 目その他医業収益。
2 番。

- 堀委員 昨年ですね、医師が1名、昨年の当初の段階で医師が1名減だというふうになったときに健康診断ですね、特に船員法事務にかかる健康診断というものを昨年の春から受け付けることができないというふうになって、一時的にその漁業者との雇い入れ等にも、支障が出たようなことというものがあつたんですけれども、今回このさっきの補正予算のときとかにもあつたんですけれども、医師体制が整いつつあると。そういうふうになったときに、昨年やってなかったこの健康診断というものをやれるようになるのかどうかというのをお聞きしたいのですけれども。

- 委員長（音喜多委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 船員についての健康診断の件ですが、今、質問者おっしゃるように、医師の体制が整わないということで、昨年の当初の段階で私も漁組のほうへ出向きまして、ぎりぎりまで調整を図ったのですが、やはり3名になるということの中では無理だということで、一部受けられないということでお話をさせていただきました。後半から4名体制に戻りまして、その後については随時調整をさせてもらっておりますが、この4月以降も調査がまた1名整うということで、5名体制、特に内科が3名体制になるということになりますので、その部分については十分今後対応していけると考えて、今進めております。

（「よろしいです」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） 2 項医業外収益、1 目受取利息及び配当金。
2 目患者外給食収益。

3 目その他医業外収益。

4 目他会計補助金。

5 目雑収益。

以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費。

2 目材料費。

3 目経費。

4 目減価償却費。

5 目資産減耗費。

6 目研究研修費。

2 項医業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費。

2 目医療技術員確保対策費。

3 目雑損費。

4 目消費税及び地方消費税。

5 目繰延勘定償却。

3 項予備費、1 目予備費。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、1 ページの第4条、資本的収入及び支出。15ページをお願いします。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計補助金。

2 番。

- 堀委員 先ほどの一般会計の公債費のところの議論の中に出ていたんですけれども、町立病院のその公債償還金に対して交付税が処置されているといった中で、今般、この他会計補助金になってます1億575万1,000円、企業債償還金の額と同じじゃない、ちょっと違うのか、なんですけれども、このうち幾らがその算入されているのかというのを教えていただきたいのですけれども。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 交付税の算入との部分でございますので、私からお答え申し上げます。

病院事業会計で償還する部分一般会計で負担する部分の、額的には約6,800万円ほどが基準財政需要額に算入されているということでございます。

●委員長（音喜多委員） 2 番。

●堀委員 そうすると、この 1 億 500 万円何がしのうち 6,800 万円が算入されると。実交付額というのは先ほど出されて質疑の中であったような率というふうに考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるとおりでございます、実交付額ベースで言いますと 2 割落ち、いわゆる 8 掛けベースということになるかと思います。

（「わかりました」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2 目国庫補助金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 以上で資本的収入を終わります。
次に、資本的支出に入ります。
1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費。
2 項企業債償還金、1 目企業債償還金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 以上で資本的支出を終わります。
次に、2 ページにお戻り願います。
第 5 条、一時借入金。
ございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 次に、第 6 条、議決を得なければ流用することのできない経費。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第7条、他会計からの補助金。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第8条、棚卸し資産購入限度額。

(な し)

- 委員長（音喜多委員） 次に、第9条、重要な資産の処分。

5ページは、資金計画です。

6ページから9ページは給与費明細書です。

16ページから20ページは予定貸借対照表と予定損益計算書です。

総体的にありませんか。

5番。

- 中川委員 質問というよりも、事務長に教えてほしいんですけれども、よく町民から言われることなんですけれども、救急車を出すまででないんですけれども、家族に送られて、何か急に具合が悪くなって病院に送ってもらおうと。前に患者さんが待ってますので、なかなか診てもらえないと。そして本人は物すごく苦しんだという場合に、どういうあれでもってすぐ診ていただけるのか、あるいは苦しくしても待合室のいすに座って、我慢して自分の順番が来るまで待っていなければならないものなのか、どういうふうにすれば医者に診てもらえるのかなと。よろしく。

- 委員長（音喜多委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） ご家庭からですね、急に具合が悪くなって来るという方もいらっしゃいますし、待ってて具合悪くなるという方もいらっしゃいます。そういう場合は、近くに看護師さんがいますので、すぐにその状況を伝えていただければ、看護師が今度医師に伝達をしますので、その段階で判断してもらえますと思いますので、黙って我慢する方が結構いますので、そうではなくて、どんどん言ってほしいなというふうに思います。

- 委員長（音喜多委員） 5番。

- 中川委員 今ねわかりました。私も体弱いものですから、たまたまそういうことがあるんですよ。1月の末にも私が急に具合悪くなって、そして女房に運転させてすぐに病院に行ったんですけれども、もう何せ静かな人間なものですから、そういうふうな話しま

せんでしたので、そのうちにもう楽になってきましてね、順番来ないは、腹立ってくるわで、そのまま帰ってきましたけれども、これでわかりました。

それから、もう1点なんですけれども、我々風邪でインフルエンザの予防接種ありますよね。これが町立病院と田中医院であるんですけれども、これ余りよくないと思うんですけれども、よく田中医院は打ってくれるそうなんです。ところがこれも私経験あるんですけれども、職員の方が来て、はい、中川さん、いついつ来てください。今度、そして行きますわね。そして初めてそこで先生に診てもらって、どうですか、熱がないですか、ないですかって、初めてそこでインフルエンザの打ってくれるんです。ところが、田中医院さんは、もう行ったらすぐに打つんだそうですよ。だからどんどんどんどん患者さんがいるんだそうですね。したから、そのとおり田中医院のようにどんどんやれとは私言いませんけれども、町立病院はそれしか改革というか、直すという方法はどなんですかね。私は町立病院の方がいいと思うんですけれども、その年寄り田中医院に行ったらすぐその場でも打ってくれるし、早いよって、みんながそっちへ行っているみたいですから。だから、それがいいとは私決して思わないんですけれども、病院として改革というか、その辺はどうなのかなと思って、今お聞きするんですけれども、どうぞお願いします。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 前段の具合が悪くなるという件ですけれども、結構我慢される方がいるんですね、待ち順番を待つということで。そうではなくて、やはり急変等々ありますので、どんどん言っていて、こういう状態なんだということをお話しされていただきたいなというふうに思います。

それから、予防接種の件ですけれども、ほかの医療機関はどうかちょっと私ども把握しておりませんけれども、基本的には事前に診察を受けて、熱があるとか、体調がどうか、そういうことを診察した上でドクターが予防接種をしてもいいという判断を出すというのが、これは基本です。それによって副作用とかが起きないように、事前に問診を受けて、朝からの調子などを含めて医者が聞くと、その上で接種をします。うちの病院の場合はなおかつ、30分程度は院内にとどまってもらうと、それは急変があるかもしれないということでやっておりますので、その辺は受けられる患者さんの状況を観察するという意味もありまして、十分それは慎重にせざるを得ないということの取り扱いの中でやっておりますので、それはどうかご理解をいただきたいと思います。他の医療機関については、私どもはこれは把握しておりませんので。

●委員長（音喜多委員） 5番。

●中川委員 今、事務長から教えていただきました。聞かれたら、そのように我慢してなくて、すぐ看護師さんに言って、医者に見てもらおうように、聞かれたらそのように申し上げますし、それからインフルエンザの私もそのとおりだと思っておりますよ。ただ何でもかんでもどんどんどんどん打つんでなくて、やっぱり本人の健康管理もしながら打って

もらえばいいんですけれども、さっきも言ったように、年寄りに言わせたら町立病院なら大変だからって、こうやってますけれども、私も事務長が言われるとおりでと思ってますし、そのようにまた聞かれたら、申し上げますから、これでわかりました。いいです。どうもありがとうございます。

●委員長（音喜多委員） 答弁はいいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 次、9番。

●菊池委員 ここで、医師並びに医療技術員についてお伺いいたします。

年度末を迎え医師並びに医療技術員の異動、あるいは減員、増員の状態が変化があるかどうか、状況を教えていただきたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 医師につきましては、年度末をもって退職される方はおりません。4月1日以降は1名増員になることが決定しております。それから、看護職員につきましては、定年を迎える方が2人おります。その2人の定員につきましては、今のところ増員予定はございません。それから、医療技術員につきましては、年度末で2名が退職されます。これはリハビリテーション室の2名ですが、それについては2名の補充が予定されております。そのほかについては今のところ変更はございません。

●委員長（音喜多委員） 9番。

●菊池委員 そうすると大きな変化はリハビリテーションが2名退職して、2名の入れかえがあると。それから、看護職員は2人が減員でふえる予定はないと、ふやす予定はないと。町立病院は町民及び厚岸郡の病院として生命を守る、健康を守る病院としてやっておりますけれども、維持のために職員皆様の最低限の補充並びに維持をお願いしたいと思います。

●委員長（音喜多委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） おっしゃるとおりだと考えてございます。医療に支障が出ないように、必要な部署については増員を図ると、あるいは維持を図っていくという考えでおります。

●委員長（音喜多委員） 9番、いいですか。

（「はい」の声あり）

●委員長（音喜多委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（音喜多委員） 以上で、本予算診査特別委員会に付託された予算9件の審査は、全部終了いたしました。

よって、平成23年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後4時21分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月16日

平成23年度各会計予算審査特別委員会

委員長